

平成14年8月27日

全国難病団体連絡協議会
会長 石井 光雄

保健所長の医師資格に関する要望書

平成14年6月地方分権改革推進会議「中間報告」では、「保健所長の医師資格要件については、これを廃止すべきである。保健所に医師が必須であることは明らかであるが、所長が医師でなければならない必要性は、必ずしも認められない。」との結論。理由として「組織のマネジメント、保健、医療に関する専門性とを兼ね備えた人材が居ない場合には、所長はマネジメントに優れた者を充て、医師をそのスタッフに置くという選択肢を地方に認めるべきである。」としています。しかし、この保健所長の医師資格要件廃止は、下記の通り問題点があり、地方分権改革推進会議の最終報告から削除して下さるよう、強く要望いたします。

地方分権改革推進会議「中間報告」の問題点

1. 社会的弱者（患者）に対する医療・保健サービスの低下につながります。

理由 — 私達は、原因も治療方法も不明の病気（難病）と日々闘っています。当然に、最先端で高度な医療情報やこの医療情報に基づく保健サービスの提供が必要です。ところが、組織マネジメントの一般論で、保健所の中心である長から医師資格が外され、都道府県の判断に委ねられてしまったら、医療・保健サービスの低下につながるの明白です。保健所の長が医師であればこそ、医学上の専門知識を持った立場から組織を束ね、保健所としての機能が発揮できるものと考えます。

2. 地域保健法が目指す難病対策に逆行し、難病対策を後退させるものです。

理由 — 平成六年に地域保健法が成立し、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項」が、保健所の業務となりました。今後、さらに「保健所は、専門的・技術的な対応を必要とする難病患者に対する高度かつ効率的な保健指導などの実施主体（コーディネーター）」（公衆衛生審議会成人病難病対策部会難病対策専門委員会答申）になることを目指しています。この様な時に、保健所の長から医師資格が外される事は、地域保健法が目指す難病対策に逆行し、難病対策を後退させるものです。

3. すでに始まっている保健所での新たな取り組みを後退させるものです。

理由 — 苦しみの中に置かれている難病患者・家族の窮状を少しでも改善しようとする新たな取り組みが始まっています。全国の保健所では、難病患者・家族の日常生活相談、医療相談、訪問診療、緊急一時入院受付、拠点病院・協力病院との連携、患者会の紹介や支援の新たな取り組みが始まっています。そもそも難病対策は、国が責任を持って対応すべき施策です。保健所の長から医師資格を外し、都道府県の判断に任せることは、この責任を曖昧にし、すでに始まっている保健所での新たな取り組みを後退させるものです。